

北上市告示甲第20号

北上市路線バス維持費補助金交付要綱（平成16年北上市告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 21 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（交付対象の特例） 第 8 [略]	（交付対象の特例） 第 8 [略] <u>（北上金ヶ崎線の特例）</u> <u>第 9 北上金ヶ崎線（岩手県交通株式会社が運行するバス路線</u> <u>である北上金ヶ崎線をいう。）に係る第 3 から第 5 までの規</u> <u>定の適用については、令和 5 年度分の補助金に限り、第 3 中</u> <u>「 9 月 30 日まで」とあるのは「 3 月 31 日まで」と、第 5 中「</u> <u>12 月 20 日まで」とあるのは「 3 月 31 日まで」とし、第 4 第 1</u> <u>項ただし書の規定は、適用しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	